

# 第131回福岡北九州高速道路債券発行要項

1. 債券の名称 第131回福岡北九州高速道路債券
2. 発行総額 金50億円
3. 資金の用途 建設事業費の財源に充当
4. 各債券の金額 100万円  
本債券については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
5. 利率 年0.783パーセント
6. 発行価額 額面100円につき 金100円
7. 償還金額 額面100円につき 金100円
8. 償還の方法及び期限
  - (1) 本債券の元金は平成35年3月20日にその全額を償還する。
  - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
  - (3) 本債券の買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月21日及び9月21日の2回に各々その日までの前半か半分を支払う。
  - (2) 償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもってこれを計算する。
  - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
  - (4) 償還期日後は、利息を付けない。
10. 払込期日 平成25年3月21日
11. 保証
  - (1) 本債券の元金及び利息の支払いについては、地方道路公社法の定めるところにより、平成24年3月23日付の福岡県、平成24年3月27日付の福岡市及び平成24年3月23日付の北九州市（以下福岡県、福岡市及び北九州市をあわせて「設立団体」という。）の議会議決に基づき、設立団体が分担して保証する。
  - (2) 保証については、福岡高速道路にかかる発行額に対しては、福岡県及び福岡市が分担し、北九州高速道路にかかる発行額に対しては、福岡県及び北九州市が分担する。その内訳は次のとおりとする。

福岡高速道路	福岡県	1,788,500千円
	福岡市	511,500千円
北九州高速道路	福岡県	1,311,500千円
	北九州市	1,388,500千円
12. 募集の受託会社  
株式会社福岡銀行（代表）  
株式会社みずほコーポレート銀行
13. 総額引受会社  
株式会社福岡銀行（代表）  
株式会社みずほコーポレート銀行  
株式会社みずほ銀行  
株式会社西日本シティ銀行  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
株式会社三井住友銀行  
三井住友信託銀行株式会社  
福岡県信用農業協同組合連合会  
信金中央金庫  
株式会社福岡中央銀行  
みずほ信託銀行株式会社  
株式会社大分銀行  
株式会社佐賀銀行  
株式会社十八銀行  
株式会社北九州銀行  
株式会社親和銀行  
株式会社肥後銀行  
株式会社筑邦銀行  
株式会社宮崎銀行  
株式会社西京銀行
14. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
15. 応募者利回り 年0.783パーセント